湯梨浜町立羽合小学校　いじめ防止基本方針

２０２２．４改訂

Ⅰ　本校のいじめ防止とは

１　いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

２　いじめに対する基本的な考え方

いじめについては「どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応していく。

（１）集団での暴力、仲間はずしなどのいじめは人間として絶対に許されないとの強い認識に立つこと

（２）子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

（３）いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であること

（４）いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であること

（５）町教育委員会と連携して取り組むこと

（６）学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たす必要性があること

Ⅱ　いじめを未然に防止するために

１　校内体制

（１）校内いじめ防止対策委員会

いじめ防止等（未然防止、早期発見、対応）に組織的に取り組むため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、 進捗状況の確認を定期的に行う。また、必要に応じて委員会を開催する。事案の状況、結果等について、湯梨浜町教育委員会に報告する。

①構成員

◎校長、〇教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、いじめ防止対策担当、特別支援教育主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任（◎委員長　　〇副委員長）
※情報を集約・整理する担当を設ける
※その他、校長が必要と判断した、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等、外部専門家の参加を得る

②活動内容

・学校いじめ防止基本方針の策定

・いじめ未然防止の取り組みに関すること

・いじめの早期発見に関すること

・いじめが起こった場合の情報の集約

・いじめ事案に対する対応等の最終決定
・取り組みの進捗状況の把握
・いじめ防止のための取り組み評価と改善方針の策定
・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を行うこと
・いじめ事案について、湯梨浜町教育委員会との連携

２　いじめの未然防止に向けて

（１）いじめに向かわない態度・能力の育成

①いじめの防止に関する指導

いじめをしない、させない、許さない態度を養うため、人権教育の視点を明確にした学習やクラス会議をはじめとする学級活動を充実させる。

②自ら考え、行動する力の育成

学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み（法 15 条 2 項）、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童の育成をめざす。

③道徳教育及び体験活動等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。

・自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材のねらいを明確に把握し、いじめを許さない心情を養う学習を工夫する。

④インターネット上のいじめの防止

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。（法 19 条）

（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

①安心・安全な学校づくり

児童生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、学校は、児童や保護者にとって魅力ある学校づくりを行う。

・学級のルールや規範を定め、継続的で規律ある学級経営ができるようにする。
・始業・終業の時間の徹底や、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導などを行い、ルールを徹底する。
・人を傷つける言葉の問題点に気づき、温かい言葉遣いができる集団を育成する。
・教師相互で授業を参観し合い、教師の言葉かけや児童の様子について情報交換し、児童観察に努める。
・全ての児童の居場所づくり、絆づくりに努める。

②全ての児童が参加・活躍できる授業づくり

・全ての児童が参加・活躍でき、学習活動を通じて達成感や自己有用感、感動、人間関係が深まるような実践や工夫を行う。

・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図る。

③配慮が必要な児童への日頃からの対応

心身に受けた影響や慣れない環境への不安がある児童や、その他の配慮が必要な児童について、教師がその状況を十分に理解し、細やかな注意を払って対応する。

④相談体制の整備

・いじめアンケート、学校生活アンケート、hyper-QU を実施し、不安を抱えた児童や人間関係の速やかな分析を行い、必要に応じて相談できる機会を設ける。

・心理検査等の諸検査を活用し、学級集団の理解や児童個々の理解を深めるように努める。

・ＳＣや教育相談担当と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

（3）人権感覚を高め、児童と児童、児童と教師をはじめとする温かな人間関係の育成

①学級活動を中心にした人間関係の育成

・クラス会議を主とした学級活動、学校行事などを通して、一つの目標に向かって取り組む一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学級、学校全体で取り組む。

・ソーシャルスキルトレーニングなどを通して、児童のコミュニケーション能力を育成する。

②異学年交流の充実

・学校行事や縦割り班での異学年交流、こども園園児との交流などの充実を図る。

③教職員の対応と意識向上

・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を防止し、人権感覚の向上を図って児童の指導に当たることができるよう、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。

・いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施する。（法 18 条２項）

Ⅲ　いじめの早期発見に向けて

１　早期発見の基本

①児童のささいな変化に気づく

②気づいたことを、教職員で情報共有する

③事実（確認）に基づき、速やかに対応する

２　いじめの早期発見するための具体的手だて

（1）教師と児童との日常の交流を通しての発見

・休み時間や放課後の機会に、気になる会話、様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教師から声をかける。

・日記や振り返りなどの生活の記録を通して、気になる記述がないかどうかに気を配る。

（2）複数の教師の目による発見と情報交換

・多くの教師が様々な教育活動を通して、子どもたちに関わり、発見の機会を多くする。

・養護教諭、教科担当などが悩みを聞き取ったり、集団、個人の変化に気づいたりしたことを、担任と情報交換する。

・休み時間に、教室や廊下、校舎外での児童間の様子を多くの教師が目を配り観察する。

・いじめの疑いがある場合は、５ＷＩＨ(いつ、どこで、誰と、誰が、何を、どのように)を教職員間で共有できるように記録（事案シート）を残すと同時に、学年主任、そして生徒指導主任、校長、教頭、いじめ防止対策担当などへの報告を行う。

・「児童理解」の会を定期的に開催する。（毎月、職員会）

（３）いじめアンケート、学校生活アンケート、hyper-QU、教育相談を通した実態把握

・いじめアンケート、学校生活アンケート、hyper-QU を計画的に実施し、児童の悩み、人間関係の変化など、早期発見に努める。

・定期的に教育相談週間を実施するとともに、いつでも児童からの相談を受け入れられる体制があることを伝える。

・状況に応じて、ＳＣや学校教育相談員などの担任外の教師に相談できる機会を設ける。

・内容次第では、ＳＣ、ＳＳＷなどの専門的な助言を得る。

（４）いじめの防止等に関する研修の実施

・いじめの防止等に関する研修を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、児童の様子を情報共有し、チームで対処することへの意識を向上させる。

（５）「いじめを訴えること」の大切さの情宣

・「いじめを訴えることは、人権と命を守ることに繋がる」ことを指導し、徹底させる。

・学校における「いじめ相談」について児童や保護者、地域に伝え、保護者や地域からの協力を依頼する。

・担任はもとより、養護教諭のほか、話しやすい教師に伝えてよいことを知らせる。

・ＳＣ等への相談申し込みの仕方を保護者に伝える。

・地域の会議などでも、いじめの兆候や現場を見つけたら学校への連絡をしていただくようにお願する。

Ⅳ　いじめ発見時の対応にむけて

１　いじめの組織的な対応について

（１）初期対応

いじめを発見した場合、被害児童の安全を確保するとともに、教職員は即日、情報について速やかに収集し、いじめ防止対策担当に報告する。

（２）ケース会議の開催と事実確認

報告を受けたいじめ防止対策担当は、管理職に伝えるとともに、関係者の対策会議で協議して適切な役割分担を行い、被害児童のケアと聞き取り、加害児童等関係者の聞き取り等を行う。

（３）校内いじめ防止対策委員会での対応と連携

校長は校内いじめ防止対策委員会を招集し、発見されたいじめの程度や状況により、重大事態であるか否かの判断を行うとともに、その結果を湯梨浜町教育委員会に報告する。（法 23 条 2 項）

（４）事案シートへの記録

教職員は、聞き取りの内容や指導内容など、いじめに係る情報を「事案シート」に随時、適切に

記録し、保存する。

（5）いじめを受けた児童とその保護者への支援

いじめを受けた児童とその保護者への支援は、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

（6）保護者への報告と助言

いじめを確認した場合には、被害児童・加害児童の保護者に事実関係を伝え、いじめを行った児童に対する指導及び保護者への助言を行い、家庭と連携しながら問題の解決に当たる（法 23 条 3 項）。事実確認により判明した情報は適切に提供する。

（7）いじめに対する措置

校長は、児童がいじめを行っている場合、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある（法 25 条）。いじめを行った児童に対して、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる（法 23 条 4 項）。また、教職員は、いじめを行った児童に対して、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応する。

（8）配慮が必要な児童への支援

いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

（9）指導が困難な場合、犯罪行為と認められる場合の対処

必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考える場合、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、湯梨浜町教育委員会とも連絡を取り、倉吉警察署と相談して対処する。

(10) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

(11) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、湯梨浜町教育委員会と相談しながら対応する。さらに、必要に応じて法務局や地方法務局の協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに倉吉警察署に通報するなど、外部専門機関の援助を求める。

(12) いじめの解消

いじめが解消するまで、教職員は継続的に見守り、支援を行う。「解消している」状態とは、

○ いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも 3 か月を目安）

○ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

（いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

☆いじめの組織的な対応フロー図

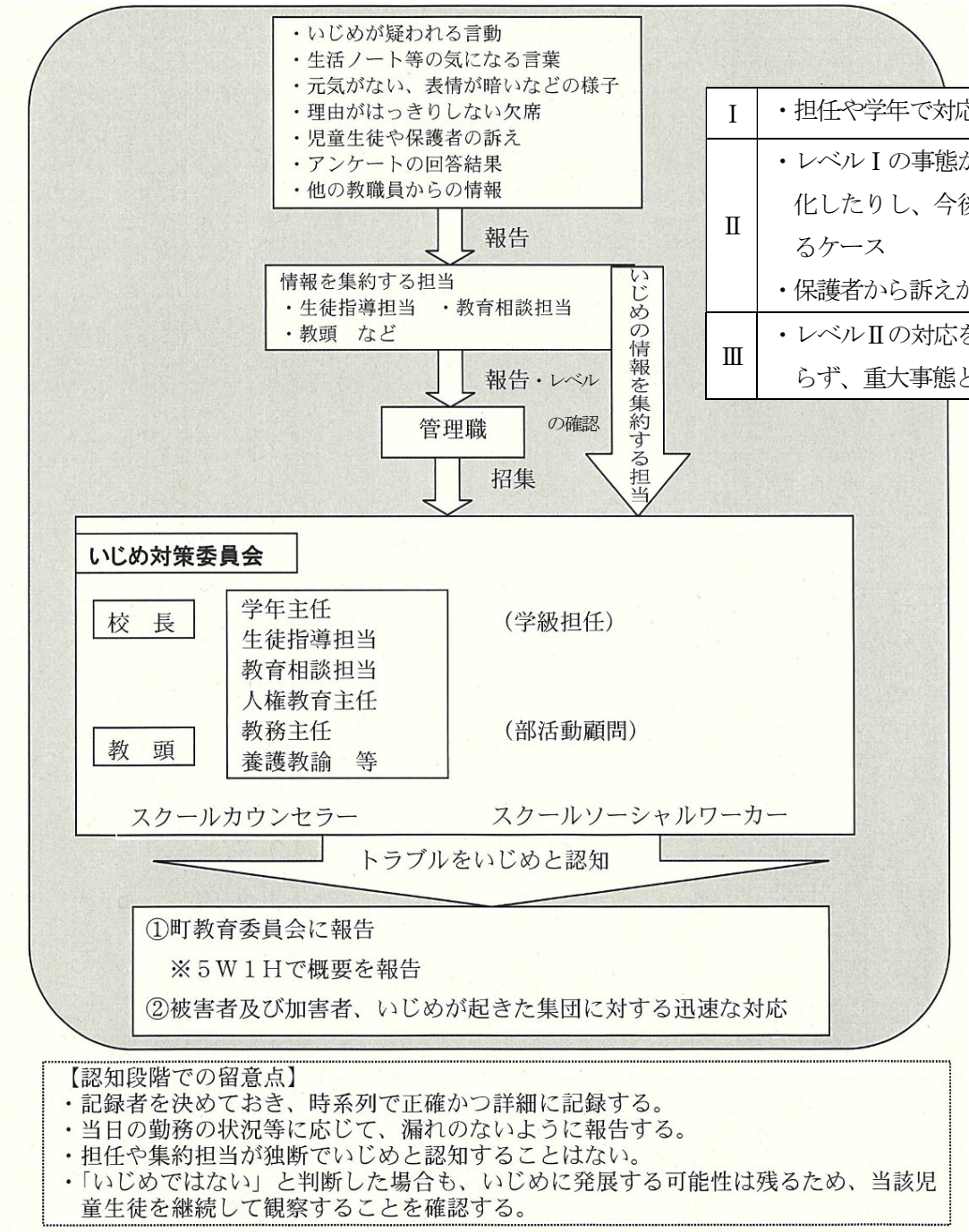

Ⅰ	・担任や学年で対応できるケース
Ⅱ	・レベルⅠの事態が繰り返されたり悪化したりし、今後も対応を必要とするケース ・保護者から訴えがあったケース
Ⅲ	・レベルⅡの対応をとったにもかかわらず、重大事態となったケース

【認知段階での留意点】
・記録者を決めておき、時系列で正確かつ詳細に記録する。
・当日の勤務の状況等に応じて、漏れのないように報告する。
・担任や集約担当が独断でいじめと認知することはない。
・「いじめではない」と判断した場合も、いじめに発展する可能性は残るため、当該児童生徒を継続して観察することを確認する。

出典：湯梨浜町いじめ防止対策基本方針
平成２９年９月改訂

２　いじめ関係児童への指導

（1）被害児童への対応

基本的な姿勢	・いかなる理由があっても、いじめられた児童の立場に立ち、守り通すことを約束する。 ・児童の表面的な変化から解決したと判断せずに、時間をおいてから再び起こり得ることを想定しながら、支援を継続する。
事実の確認	・担任を中心に、児童が話しやすい教師等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや悲しさ、辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめは絶対に許さないことを訴え、今後の指導の仕方を伝える。 ・いじめの状況を判断し、いじめを行った児童とのこれからの関わり方や、行動の仕方を具体的に指導していく。 ・学校は簡単に解消したとは判断していないことや、再び起こることがないかどうかを継続して見ていくことを伝える。いつでも信頼できる先生、SC に話をしてもよいことを伝え、また、いじめの相談機関の連絡先を教えておく。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導や励ましはしない。 ・いじめ解消に向けた環境整備や再発防止の取組についても話をし、安心を促す。
経過観察	自己肯定感を回復できるように、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との人間関係を支援する。

（2）加害児童への対応

基本的な姿勢	・いじめを行った背景を理解しつつ、いじめ行為に関しては毅然とした指導をする。 ・自分が行ったことを冷静に判断させ、どうすべきだったのか考えさせる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、教育的な配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	・一方的な指導から入るのでなく、教師は中立の立場で、しっかりとした事実確認を行う。 ・嘘やごまかしがないよう、ていねいな事実確認を行う。

支援	・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みが理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後どうしたら良いかを考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・出席停止措置を講じた場合、その後の指導について、外部機関と連携しながらプログラムを作成する等、適切な指導を行うことが大切である。また、教育委員会や保護者との間で、今後の指導について十分な共通理解を図る。
経過観察	・日記などでの思いの交換や教育相談を定期的に行い、教師との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業、学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを引き出させていく。 ・周りと円滑な人間関係をつくることができているか、ていねいに見ていき、特にいじめの対象となった児童への対応はどうなのかを注意深く観察する。

（3）周囲の児童への対応

基本的な姿勢	・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、必要に応じて学年集会等を開き、訴えていく。 ・いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	・いじめを報告することは、正しい行為であり、困っている人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを報告したことにより、自分がいじめの対象になるかもしれないと思っている児童には、教師が徹底して守り通すことを約束する。
支援	・周囲ではやしたてた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを受け止めさせる。 ・いじめを受けていた児童が、傍観していた児童をどのように思っていたかを考えさせ、そして、これからはどうしていけば良いのかを深く考えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行う。その意見を参考にどこがどう悪かったのかを担任を中心に分析する
経過観察	・学級活動や学校行事の取組を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、アンテナを高くして継続した指導を行っていく。

３　保護者への対応

（１）被害児童保護者への対応

・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
・いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
・いじめの事実確認がはっきりとするまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を控えてもらうようにお願いする。
・指導が一旦済んだ後でも、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
・電話でのやりとりでは真意が伝わらないことが多いので、必ず会って話をする。

（２）加害児童保護者への対応

・いじめを受けた児童の心情や思いに迫り、いじめの深刻さを理解してもらう。
・誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
・事実を認めてもらえない、学校の指導を受け入れてもらえない保護者については、あらためて事実確認と指導方針、教師の児童に対する思いを示し、理解を求める。

４　重大事態への対応

（１）重大事態の定義

・いじめにより、（または、いじめが原因と疑われる）児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とする）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（２） 対応

・重大事態が発生した旨を、湯梨浜町教育委員会に速やかに報告する。
・湯梨浜町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
・鳥取警察署、鳥取県教育委員会等の関係諸機関とも連携を適切にとり、迅速に検討、協議し、対応する。
・上記調査結果について、いじめを受けた児童および保護者に対し、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。
・暴力を伴ういじめを目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになければ、他の教職員の応援を求める。
・児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は必ず調査した上で、いじめの重大事態であるかどうか判断する。

☆重大事態時の対応フロー図

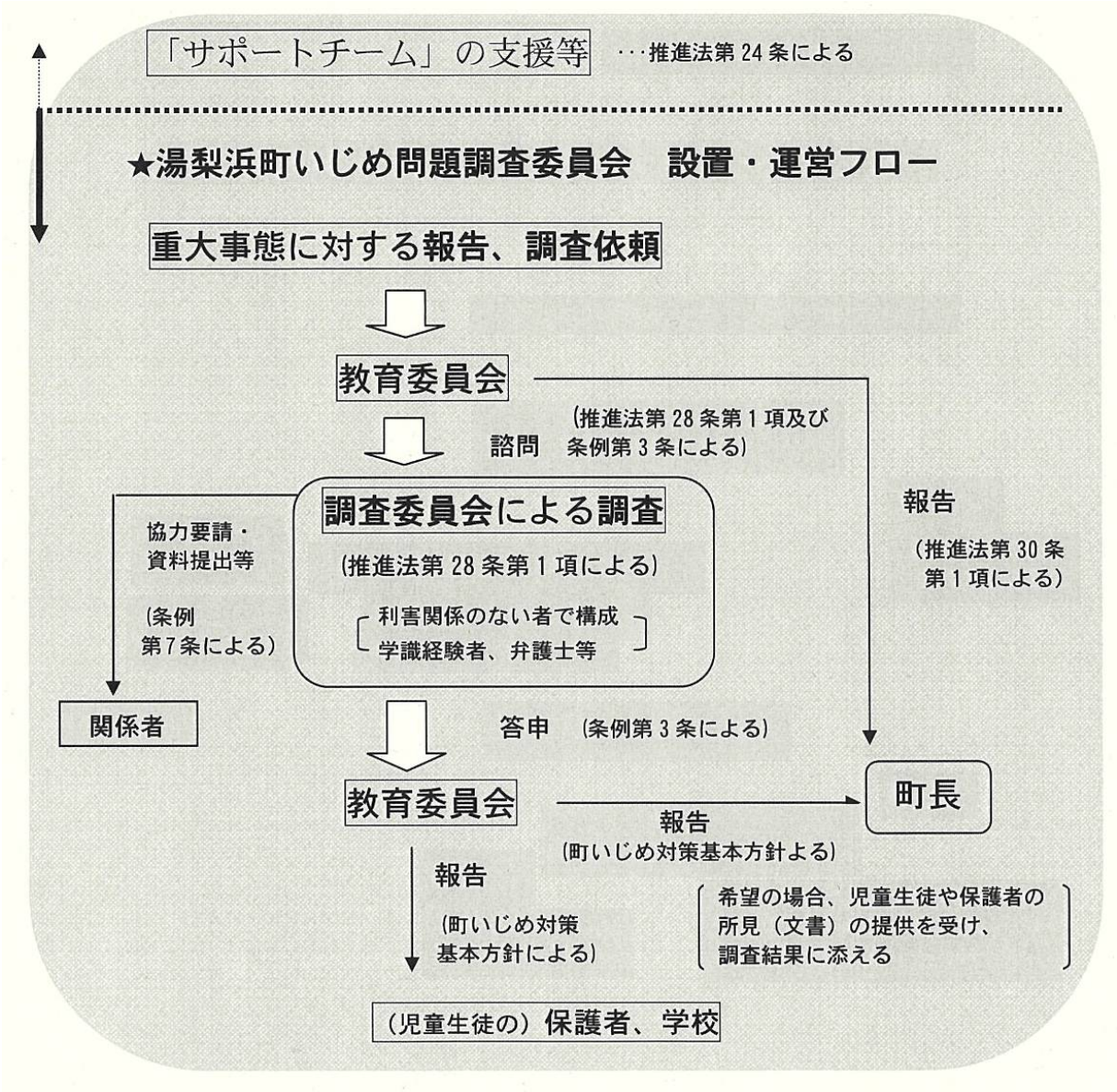

出典：湯梨浜町いじめ防止対策基本方針
平成２９年９月改訂

Ⅴ　いじめ防止に関わる年間計画

４月	○学級、学年開き ・学級や学年のルールを確認し、いじめは絶対に許さないことを伝えていく。 ○家庭訪問 ・学校生活、地域生活で困ったことが起きていないか等を聞く。 ○児童への SC 紹介	いじめ不登校防止対策委員会（毎月）
５月	○「特別支援対象児童」の理解学習週間 ○いじめアンケート ○教育相談週間 ○いじめ防止等に関する校内職員研修会	
６月	○hyper-QU	
７月		
８月	○hyper-QU 職員研修	
９月	○PTA 人権教育推進部主催保護者研修会 ○命を大切にする学習参観日	
１０月	○いじめアンケート ○教育相談週間	
１１月	○hyper-QU ○人権教育参観日	
１２月	○人権週間（友だちを大切にする目標）	
１月	○hyper-QU 職員研修	
２月	○いじめアンケート ○教育相談週間	
３月		